善通寺市議会政務活動費取扱いマニュアル

平成２０年３月、政務調査費の使途の透明化を図るため、収支報告書への領収書等の添付義務、交付対象を会派から議員個人に改めるなど、条例、規程の改正がなされた。

平成２４年１２月、名称が「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、さらに議長が政務活動費の収支報告書に関し、必要に応じて調査を行うとされた。

執行にあたっては条例、規程に基づき、議員個人の責任において執行されるものであるが、各議員個人が統一的な運用ができるよう、条例、規程に規定されるもの以外の取り扱い方法をこのマニュアルに定めるものとする。

１　政務活動費の取り扱い方針

（１）実費弁償の原則

・政務活動費は、善通寺市議会議員の調査研究その他の活動に資するために要する経費の実費を支出する。ただし、旅費（交通費、宿泊費等）の額については、善通寺市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により算定するものとする。

（２）使途基準の明確化

・政務活動費とは、地方自治法第１００条第１４項及び第１５項の規定に基づく、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であり、政務活動に支出できる経費、支出できない経費を「政務活動費の使途基準」としてその具体例を明示する。

（３）政務活動費審査委員会の設置

・議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、意見聴取機関として、「政務活動費審査委員会」を置き、各議員の支出状況を審査させることができる。

２　政務活動費の使途基準

○支出できる経費の例示

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 （資料印刷費、調査委託費、交通費、旅費、宿泊費等）
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費（会場費、講師謝金、出席負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費 （広報紙・報告書等の印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために必要な経費 （資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等）
会議費	議員が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、旅費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、資料作成に伴う消耗品等）
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資材等の購入に要する経費 （図書購入費、資料等購入費等）
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費等）

○支出できない経費の例示

項目	内容
(1)調査旅費	①海外の視察調査に要する経費 ②市内の視察調査に要する経費 ③視察先への手土産等に要する経費及び視察に要した経費のうち旅費計算書等の報告書が作成されない経費 （海外旅費、市内旅費、土産代等）
(2)資料購入費	新聞の購読に要する経費
(3)人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
(4)事務所費	自宅を事務所とする場合に要する経費
(5)交際的な経費	①香典、祝金、寸志など慶弔や冠婚葬祭、祝賀会出席に要する経費 ②病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費 ③地域の祭事等、宗教活動に要する経費 ④議員が他の団体の役職を兼ね、その団体の理事会や役員会、総会等への出席に要する経費
(6)福利厚生に関する経費	①親睦会や飲食を目的とした会合、懇親会、レクリエーション大会等に要する経費 ②観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
(7)選挙活動に関する経費	①選挙運動及び選挙活動に要する経費 ②選挙事務所に係る経費 ③国政選挙等の支援活動、選挙関係資料作成等に要する経費
(8)政党活動に関する経費	①党大会への出席に要する経費、党大会賛助金等に要する経費 ②政党の活動報告に要する経費 ③政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費 ④政党の機関紙、書籍、雑誌等の講読に要する経費
(9)その他議員個人の利益とみなされる経費	①名目のいかんにかかわらず、調査研究の目的に合致しない経費 ②使用が公私に渡ると判断される備品や消耗品等の購入に要する経費 （携帯電話、PC、商品券、図書券、私用車の燃料代等）

３　会計手続き

（１）専用口座の開設

・議員は政務活動費に係る専用口座を設けなければならない。

・専用口座の名義は「政務活動費　○○○○（議員名）」とする。

（２）領収書等の証拠書類の整備

・議員は、支出を証明する書類として、領収書、レシート、受領書、振込受領書、その他これらに代わる書類を徴するものとする。これら証拠書類には、交付年度内日付、あて名、何の代金か具体的に商品名や書籍名が記載してあること、ただし、３月（年度内）利用分としての４月領収日は可とする。

・旅費等、善通寺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づき支出した経費については、「旅費等計算書」をもって支出を証明する書類に代えることができる。

（３）会計帳簿の整備及び月別支出報告書の提出

・規程第７条に規定する会計帳簿は「月別支出報告書（別記様式その１）」を使用するものとし、これを５年間保管するものとする。

・議員は、条例第６条に定める収支報告書とは別に、支出の有無にかかわらず毎月１０日までに前月分の支出を記入した「月別支出報告書（別記様式その１）」を議長に提出するものとする。

・「月別支出報告書（別記様式その１）」には領収書等の証拠書類の写しを添付するものとする。

（４）預金利子の扱い

・政務活動費の保管中に預金利子が生じた場合は、市に帰属する。

（５）視察申出書及び視察報告書の提出

・議員は、調査研究費及び研修費を使用し、研究会・研修会等への参加、先進地調査、現地調査等を行うときは、事前に「視察研修申出書（別記様式その２）」を、帰着後「視察研修報告書（別記様式その３）」を議長に提出しなければならない。

４　政務活動費審査委員会

（１）政務活動費審査委員会の設置

・議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、意見聴取機関として、政務活動費審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、各議員の支出状況を審査させることができる。

（２）組織

・審査委員は議長が指名し、５名の委員で組織する。

（３）委員長及び副委員長

・審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
・委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
・副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（４）審査委員会の招集及び定足数

・審査委員会の会議は議長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（５）審査委員会の権限

・審査委員会は、議長の求めに応じ、「月別支出報告書（別記様式その１）」を審査し、議長に対し意見を述べるものとする。
・審査委員会は、必要があると認めるときは、「月別支出報告書（別記様式その１）」を提出した議員から支出内容の説明を求めることができる。

５　公表

・条例第６条に定める収支報告書は、善通寺市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

６　附則

・平成２３年６月９日一部改正

・平成２５年４月１日一部改正

・平成２９年５月１９日一部改正　ただし５については平成２９年度分から適用する。

・令和５年４月１日一部改正

（様式その１）

月　別　支　出　報　告　書

善通寺市議会議長

様

善通寺市議会議員

年　月分

（単位：円）

科目	支出金額	支出日	備　　考
調査研究費			
研修費			
広報費			
広聴費			
要請・陳情活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費			
事務所費			
支出合計			

年　月末累計支出額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

年　月末　残額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※備考欄には支出科目の詳細を記載し、領収書等の写しを添付すること。

（様式その２）

年　　月　　日

善通寺市議会議長

様

善通寺市議会議員

視　察　研　修　申　出　書

このことについて、下記のとおり申し出いたします。

記

１　期　　間

２　研 修 地

３　研修項目

４　研修日程

（様式その３）

<table>
<tr><td colspan="2">視　察　研　修　報　告　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日
善 通 寺 市 議 会 議 長
様
善 通 寺 市 議 会 議 員</td></tr>
<tr><td>研修年月日</td><td>年　　月　　日　　出発
年　　月　　日　　帰着</td></tr>
<tr><td>研　修　先</td><td></td></tr>
<tr><td>研 修 項 目</td><td></td></tr>
<tr><td>研
修
結
果</td><td></td></tr>
</table>